

公益社団法人群馬県薬剤師会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人群馬県薬剤師会（以下「本会」という。）の役員
の報酬に関し、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程を適用する役員は、会長、副会長、専務理事、常務理事（以下「役
員」という。）とする。

2 本会の職員を兼務する役員は、本会の職員としての業務を除く法人職務に限り、
本規程を適用する。

(役員勤務)

第3条 前条役員勤務については非常勤とする。ただし、常勤を妨げるものではない。

2 常勤役員とは、理事のうち本会を主たる勤務場所とし、常に役員としての職務に
携わる者をいう。

3 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

(報酬額)

第4条 役員報酬額は、常勤の役員を除き、基本額に役員別係数を乗じた額を月額
とする。ただし、役員には賞与を支給しない。

2 基本額は、1万円とする。

3 役員別係数は、会長10、副会長5、専務理事4.5、常務理事4とする。

4 常勤の役員報酬額については、理事会の議を経て会長が別に定める。

(報酬の支給)

第5条 報酬の支給方法及び支給日は、職員給与規程（平成2年12月4日施行）の
例による。

2 新たに役員となった者の報酬は、役員として選任した日の属する月の翌月から支
給し、退任又は死亡した場合は、退任又は死亡した日の属する月まで支給する。

(報酬の減額等)

第6条 会長は、報酬について、第4条に規定する額を支給することが不相当と認め
るときは、その一部又は全額を減額することができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事
会の議を経て総会で決定する。

附 則

この規程は、平成6年10月30日から施行する。

この規程は、平成22年3月4日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年6月20日から施行する。

この規程は、平成30年6月17日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。